

江東区立学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）

本方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、活動に興味・関心のある生徒が参加し、各部の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われてきた。技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えており、部活動においては、従前と同様の運営体制では、維持は難しくなっている。

将来においても、生徒が生涯にわたって、実りある生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

- 江東区立学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）は、江東区立学校における中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。なお、文化部活動においては、その特性を踏まえつつ、本方針の趣旨の他、本方針中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをするものとする。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むため、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 江東区教育委員会及び学校は、本方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。

- 区教育委員会は、本方針に基づく学校の運動部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 区教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、本方針を策定する。

イ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」（別紙1）を策定する。

運動部顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（別紙2）並びに毎月の活動計画及び活動実績（別紙3）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 区教育委員会は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

イ 区教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。

また、外部指導員については、部活動指導員との役割の違いを明確にしつつ、必要に応じた適切な活用を図る。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 区教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 区教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」³を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤 4 項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 校長及び運動部顧問は、熱中症が未然に防止できることや生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを十分に認識した上で指導に当たるとともに、健康管理を適宜適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。活動する場合には、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど柔軟に対応するとともに、水分補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。

また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛する等、適切に対応する。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体⁴が作成した指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

4 スポーツ競技の国内統括団体

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- ① 週ごとの休養日 2日以上（平日1日以上、土日1日以上とする）
長期休業中については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ② 土日の完全休養日 月1日以上
各校で月1日以上、土日の完全休養日を決め、校内の全部活動が同一日に学校のきまりとして実施できるようにする。
但し、設定した日が大会等（校庭・体育館・武道場等の場所の制約を受ける場合を含む）で実施できない部活動については、必ず大会等の直後に休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるようにする。
- ③ 学校閉庁日
原則として、休養日とする。

【活動時間】

- （平日） 2時間程度／日 （18時30分までに完全下校）
（土日・祝祭日） 3時間程度／日

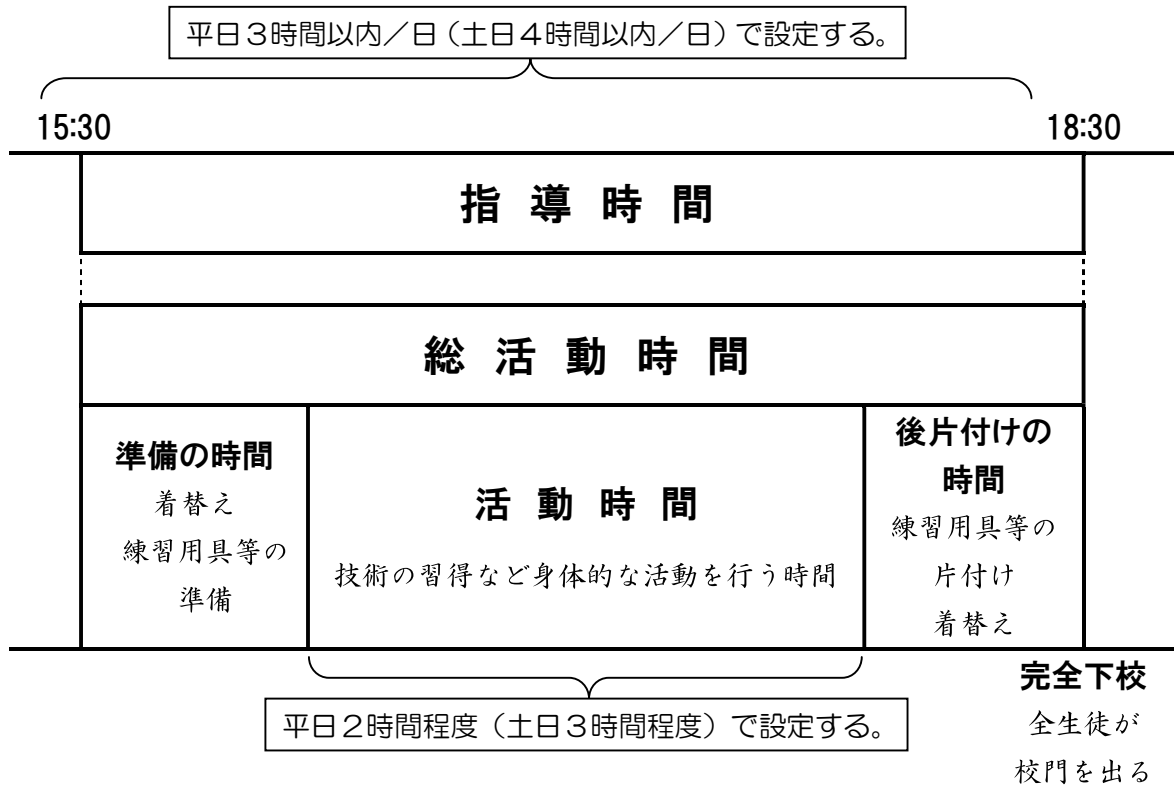
ここでの活動時間とは身体的な活動を行う時間を指す。

なお、活動に伴う準備や後片付け、ミーティング等の時間を含めても、平日は3時間以内、土日・祝祭日は4時間以内とする。

土日に実施する練習試合等の場合もこの活動時間の設定に準じた扱いを行う。但し、この活動時間の設定を超えて実施せざるを得ない状況が発生した場合には、必ず直後に休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるようにする。

長期休業中については、土日・祝祭日の設定に準じた扱いを行う。

平日の活動時間の例



活動時間＝身体的な活動を行う時間
 純粋な練習時間のことで、準備や片付けの時間を含まない。

イ 区教育委員会は、上記の基準のとおり定めた休養日及び活動時間等を踏まえ、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 校長は、休養日及び活動時間等を設定する際は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間の部活動休養日、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることとする。

5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること⁶、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁷中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 区教育委員会及び関係機関等は、生徒数の関係で、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 区教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

6 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる(男子42.9%・女子59.1%)」、「友達と楽しめる(男子42.7%・女子60.4%)」、「自分のペースで行うことができる(男子44.4%・女子53.8%)」が上位であった。

イ 区教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共にこどもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(3) 拠点校方式の部活動

ア 区教育委員会では、部活動の選択の幅を広げ、生徒の多様なニーズに応じていくために、区の地域特性を生かした「特色ある部活動」⁸を拠点校方式により設置し、学校との連携を図る。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 東京都中学校体育連盟及び区教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、東京都中学校体育連盟及び区教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

8 平成30年10月現在、セーリング部（南砂中学校）、カヌー部（大島中学校）、女子サッカー部（第四砂町中学校）、俳句部（深川第七中学校）が活動している。

平成◆◆年度 ●●中学校における 部活動に関する活動方針（作成例）

部活動の目的	<p>1 専門的な技能を高めることにより、個性を伸ばし、生活に自信を持ち充実した学校生活を送る。</p> <p>2 共通の目的に向かって活動をすることで、望ましい人間関係を築く。</p> <p>3 向上心、探究心、忍耐力、自主性を養う。</p> <p>4 時間の有効な使い方を身に付ける。</p>																
本年度の運営上の基本方針	<p>1 部活動の運営上の約束・注意事項等の基本事項は、全教職員で確認する。</p> <p>2 担任をはじめ全教職員との連携を図り、活動の充実を図る。</p> <p>3 部長会を組織して諸問題の対応を検討させるなど、自主性を高める。</p> <p>4 保護者や地域の協力を得て、活動の充実を図る。</p>																
活動時間	<p>【夏季】●月●日～●月●日 ●●時●●分を最終下校時刻とする。</p> <p>【冬季】◆月◆日～◆月◆日 ◆◆時◆◆分を最終下校時刻とする。</p>																
設置部活動	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 25%;"></td><td style="width: 25%;"></td><td style="width: 25%;"></td><td style="width: 25%;"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																
適切な休養日の設定方針	<p>(1) 休養日</p> <p>① 週ごとの休養日 2日以上（平日1日以上、土日1日以上とする）</p> <p>② 土日の完全休養日 月1日以上</p> <p>(2) 活動時間</p> <p>（平日） 2時間程度／日</p> <p>（土日・祝祭日） 3時間程度／日</p>																
<p>月1日以上、土日の完全休養日を決め、校内の全部活動が同一日に学校のきまりとして実施できるようにします。但し、設定した日が大会等で実施できない部活動については、必ず大会等の直後に休養日を設定、生徒に十分な休養を与えるようにします。</p>																	
<p>ここでの活動時間とは身体的な活動を行う時間を指します。なお、活動に伴う準備や後片付け、ミーティング等の時間を含めても、平日は3時間以内、土日・祝祭日は4時間以内とします。土日に実施する練習試合等の場合もこの活動時間の設定に準じた扱いとします。</p> <p>但し、この活動時間の設定を超えて実施せざるを得ない状況が発生した場合には、必ず直後に休養日を設定、生徒に十分な休養を与えるようにします。</p> <p>長期休業中については、土日・祝祭日の設定に準じた扱いとします。</p>																	
定期考査前の取扱	<p>定期考査●日前から、定期考査終了までの期間は、部活動の休養日とします。但し、特段の理由があり活動する場合には、別途お知らせします。</p>																
学校閉庁日の取扱	<p>原則として、部活動の休養日とします。但し、全国中学校体育大会に出場権を得た部活動のみ、条件付で活動する場合があります。</p>																

今後、HP公開が求められます。

年間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての選手が、自らの目標を設定し、全力で活動することで達成感を味わう。 ・効率よく全員が集中して練習できるよう、キャプテンを中心とした規律ある集団をつくる。 ・団体戦において●●大会出場、個人戦において区選抜選手を●名以上 		
活動日 及び 活動時間	平日 【夏季】	●月●日～●月●日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇（◆・◆曜日） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇（◆曜日）	休日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇（◆曜日） ※大会等により予定が変更になる場合は、別途連絡します。
	平日 【冬季】	●月●日～●月●日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇（◆・◆曜日） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇（◆曜日）	
休養日	① 毎週●曜日、●曜日の週2回の休養日を設定します。 ② 毎月1回の学校全体の休養日を設定します。		
主な 活動予定	月	活動等	参加予定大会等
	4月	新入生歓迎 仮入部 正式入部 3年生公式戦対策 2年生基礎練習	春季大会江東区大会
	5月	部活動保護者会 3年生公式戦対策 1・2年生基礎練習	春季大会ブロック大会 春季大会東京都大会
	6月	総合体育大会壮行会 3年生優先練習 1・2年生基礎練習	総合体育大会江東区予選
	7月	引退式 新キャプテン選出 新チーム練習開始	総合体育大会ブロック予選 東京都総合体育大会
	8月	新チーム体制確立 【学校閉庁日】	関東中学校大会 全国中学校大会
	9月	新チームレギュラー選出 公式戦対策練習	
	10月	江東区選抜チーム選手推薦 審判技能向上月間	秋季大会江東区大会 秋季大会ブロック大会
	11月	大学生による特別講習会	秋季大会東京都大会
	12月	部活動☆夢☆応援プロジェクト実施 1年生優先練習	墨東地区選抜大会（区選抜選手のみ）
	1月	基礎体力強化月間	江東区1年生大会
	2月	フットワーク強化月間	
	3月	ラケットワーク強化月間 3年生送別会 新入部員歓迎準備	

今後、HP公開が求められます

